

**大分市自治基本条例検討委員会
第8回 市政運営部会 議事録**

日 時 平成22年8月20日(金) 14:00～15:00

場 所 大分市役所議会棟3階 第4委員会室

出席者

【委員】

島岡 成治、足立 稔、泥谷 郁、廣瀬 惇子、園田 敦子の各委員(計5名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 阿部 美剛(計6名)

【プロジェクトチーム】

監査課参事 宮村 広幸、総務課主任 河越 隆

【オブザーバー】

総務課法制室長 伊藤 英樹

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 条文案の課題等について
 - (2) その他

< 第8回 市政運営部会 >

事務局	それでは、ただいまより、大分市自治基本条例検討委員会第8回市政運営部会を開催いたします。それでは、お手元の資料につきまして、順次説明をさせていただきます。 まず、「資料1」をご覧ください。7月20日開催の第7回市政運営部会と7月27日開催の第13回全体会での結果を載せております。出席された委員さんが少なかったことから、再度説明をさせていただきます。 まず、第7回市政運営部会(7月20日開催)での協議事項として、
-----	---

委員を副会長に選任しました。

「自治とまちづくり」の資料により、「自治」と「まちづくり」の意味について協議を行い、概ねの了解をいただいております。

前文について、4段落目の「本市の在り方」という表現が何の在り方が不明であるので、第1条の目的にある「市民主体による自治の実現を図る」という言葉にしてはどうかとの意見がありました。

「(仮称)大分市自治基本条例 条文案(調整案1) 資料1」により条文毎にダブリや削除の協議を行っております。

- ・第13条 削除する。
- ・第14条 主語は今後検討する。
- ・第21条 削除の候補とする。
- ・第22条 第2項は削除する。
- ・第23条 第2項「横断的な」の語句について、事務局で再検討する。
- ・第25条 第1項「行政の改善」の語句について、事務局で再検討する。
- ・第26条 条文について再度部会で協議する。
- ・第28条 削除する。
- ・第37条 このままにしておくが、課題等の欄に「市政運営の章に入れるべきかについて検討が必要」を記載する。
- ・第38条 章として挙げる必要はない(削除する)が、課題等の欄に「趣旨を生かしながら、どう盛り込めるか」を記載する。
- ・第39条 削除する。

ということで、前回の部会ではこういうまとめをさせていただいております。

次の、第13回全体会(7月27日開催)では、4点ありまして、

自治とまちづくりについては、

各部会において議論をいただいた結果を踏まえ、「自治」に視点をおいた基本条例として、今後は、条文の詳細の調整を行うこととした。

条文の調整案については、

各部会で確認した条文調整案1について、その考え方を了承し、 の考え方と併せて、事務局(法制室)に再調整案を作成させることとした。

前文については、

2名の委員から前文についての対案が出されていることから、理念部会に預け、検討をしていただくこととした。

次回について

第14回全体会、これは9月1日の午前中ということですが、事務局が作成した条文調整案をもとに検討する。また、次回全体会までに部会の開催が必要な部会は、随時開催する。

こういう経緯となっております。

次に「資料2」をご覧ください。全体会での確認を受けて、現在法制室で検討している市政運営部会に関する条文を載せております。青字は、前回の部会で確認された削除箇所、赤字は法制室で検討している変更箇所となります。上から説明をさせていただきますが、第4章の表題ですが、「市政」という言葉を「行政」というふうに変えたらどうかということで、「行政運営」とさせていただいております。

第14条の2項ですが、「市民参加の」という言葉を「市民の参画」という言葉に変えさ

	<p>せていただいております。</p> <p>第15条の第1項ですが、この場合において、「市は」という言葉を「市長等は」という形にさせていただいております。</p> <p>第16条、「外部監査」につきましては、削除とさせていただいております。</p> <p>2ページ目ですが、第19条ですけれども、「行政手続に関して共通する」を削除して、「行政手続に関する事項を」という形に変えさせていただいております。</p> <p>第20条、「市長は、市政運営に」というところの「運営」という言葉を削除させていただいております。</p> <p>第21条は、「法令遵守」ですが、削除とさせていただいております。</p> <p>第23条、「機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織の編成を行うものとする」というところを、「効率的な行政運営が可能となるよう組織の編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図るものとする」と、第2項につきましては削除とさせていただいております。</p> <p>第25条は、「権利利益を擁護し、及び行政の改善を図るため」を削除して、「権利利益を擁護するため、必要な措置を講じるものとする」という形に変えさせていただいております。</p> <p>第2項で、「市政運営」を「行政運営」という形に変えさせていただいております。</p> <p>3ページ目ですが、「政策法務」について、「市長等は、市政の課題に対応した政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うとともに」ということで、第2項については削除させていただいております。</p> <p>第27条の「連携・協力」を「連携及び協力」に変えさせていただいております。</p> <p>以上が、現在法制室で検討中の案で、本日の会議の進め方ですが、「資料2」について、ご意見をいただければというふうに考えております。あくまでも、この「資料2」につきましては、現在検討段階のものということで、条文の並びも含めて変わる可能性がありますので、その点をご理解の上、ご意見をいただければと思います。事務局からの説明は以上です。それでは、進行を部会長さん、よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。今までの事務局からの説明で、何か御質問等ありますか、よろしいでしょうか。確認なのですが、「市政運営」を「行政運営」に変えたという趣旨はということでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、一つずつ順番に説明をさせていただきながら、ご意見をいただくような形でよろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>はい、結構です。</p>
事務局	<p>「市政」というと「議会」まで入っているというような理解もできるかなということで、この章については、あくまでも市の中の行政に関することを謳っているという判断で、「市政」という言葉を「行政」という言葉に変えさせていただいたということです。最初の部会の時には、「行政運営部会」という案だったと思いますが、委員さんのお話の中で「市政」に変えたらどうかということで、「市政運営部会」と名前が変わった経緯があります。条例の内容を見ますと、議会基本条例との関係もあって、「議会」も入っているのではなかるうかという理解もできますので、はっきりした方がよいのではないかと思います。</p>

	とで「行政運営」という言葉に変えさせていただいております。
部会長	そのことについては、よろしいですかね、はい。
事務局	第14条ですが、「参加」より「参画」ということで、市民の方に入っていて一緒に考えていただくということの意味合いを考慮すると、「参加」というよりも「参画」という言葉の方が相応しいのではなからうかということ。
部会長	積極的に入っていただくということでしょうね。
事務局	そうですね。
部会長	これも別に問題はないということですね。
事務局	次の第15条「行政評価」ですけれども、「市長等」ということで執行機関も含めてということ。外部評価を公開するというので、市長と執行機関を含めた形の主語にさせていただいた方が、よりの確かなということ、「市長等」という形にさせていただいております。
部会長	前は「市」だったのですかね。「市(執行機関)」というのを「市長等」という形にということは、この部会だけではなくて、全体的にこういうふうに決まっている訳ではないのですかね。
事務局	「執行機関」という表現が一般的にはよく分りにくい面があるのかなということで、今のところはそういったものを「市長等」という表現で、統一をさせていただこうかなという方向で検討している段階です。
部会長	はい。
事務局	当然、「市長等」というものはどういうものを含むかという定義をですね、例えば、市長、教育委員会、その他の執行機関という形で、ある程度3つ4つ具体例を挙げた上で、これはそういう種類の執行機関を指すのだよという内容で定義を置こうかなということ今考えているところです。
部会長	それは、別に付くということですか。
事務局	それは、定義規定という中で置くのか、それとも最初に出てくるところで「市長等」というところに括弧で付けるのか、2通りあるかと思うのですが、その辺は全体のバランスの中で決めさせていただこうかなと思っておりますが、またそれは全体会の中でお諮りするような形になると思います。
部会長	はい、分りました。

委員	2項目の「市長等」は、15条の中に3つも入っているのですが、入れた方が分かりやすいのでしょうか、条例のときは必ず入れるものですか。答弁書や議場でしゃべる時は、取った方が言葉としてはきれいと思いますが、法律用語なので入れるのが一般的ですか。
事務局	一つの文書の中に主語は無いよりあった方が明確かなと思いますね。
委員	そうですか、はい。
事務局	どうしても法令文というものは、若干くどくなる面があるかと思っていますけれど。
部会長	はい、よろしいでしょうか。次「外部監査」をお願いします。
事務局	はい、今回も削除ということで線を引かせていただいているのですが、以前も他の法律の中に書いてあるということで、敢えて自治基本条例の中に、法律にもきちっと規定されている、法律の範囲の中でやっているようなことを姿勢として、この自治基本条例の中に敢えて入れる必要がないのではなからうかということで、市政運営の今までの話の中では、他の条例や法律に規定されるものが多いのですが、特にこの「外部監査」については、敢えてこの条例の中に謳わなくてもきちっとやれるということで、削除させていただいた方がよいのではないかということで、事務局なりにはそういう方向で話をさせていただいているということです。
部会長	この件については、どうでしょうか。基本条例の中でどこまで書かないといけないのかと、全部挙げていたらきりがなくなってくると思いますから。
事務局	外部監査というのは、地方自治法の中でしっかりと制度が定められておりまして、外部監査契約といって外部の方に定期的に監査をしていただくような方を契約して置いています。通常であれば監査委員会の方に監査をお願いするべきところを、条例で定めればその部分を外の方に監査してもらうことができるよ、という条例を定めているのですけれども、その条例を定めること自体も実は自治法の中で予定されている範囲内の話にすぎないものですから。結局は、ここではそういった手続き的なことを確認的に規定するに過ぎないような内容になってしまいますので、大分市としての強い姿勢を示すというような政策的なところが入りにくい形にはなっているのかなということです。その辺がこの条文の前後の条と比べると、それ以外の条はある程度姿勢みたいなものが表されるのですが、この条に限ってはそういったところが弱いのかなかと。であれば、敢えて置く必要がないのかなというふうな判断を取り敢えずはさせていただいたところです。
部会長	はい、どうでしょうか、他の委員の皆さんは、ここに挙げている必要がないと言えないのかなということだと思いますけれども。
委員	今の考え方は、市長がこの条例を作るか作らないかということに関して言うと、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条でいうところでは、市長の裁量の枠は一番小

	さいという意味ですか。
事務局	「情報公開」にしても「個人情報」にしても、押しなべて他の市も作っていますけれども、絶対作らないといけないかという、作らなければ問題はあろうけれども、100%強制されている訳ではないという事情もあるのですが、「外部監査」についてもその制度自体は既に厳然としてありますので、そこは少し差があるのかなという気がしているのですが。
委員	これは自治法に規定されているのですかね。
事務局	そうですね、外部監査契約といったら中核市としては作らなければいけないということになっていますから。
委員	市長がしないという訳にはいかないということですね。
部会長	ここにあるとなかろうと、やるべき内容だということですよ。大分市の自治基本条例として、敢えてここに書く必要はないという判断ですかね。
事務局	確認という意味に過ぎないですね。
部会長	はい、よろしいですかね。それでは次をお願いします。
事務局	はい、第17条と第18条はそのままです。第19条なのですが、現時点で考えている案は更に修正が入っていますので説明させていただきます。2行目のところですが、「処分、行政指導その他」と書いていますが、今は「処分、行政指導等に関する手続を明らかにするものとする」という形で、この案を更に修正した形にさせていただいております。
事務局	ある意味マニアックな判断かも知れませんが、その言い回しの部分ですね、原案ですと「処分、行政指導その他の行政手続」ということで、行政手続についての例示として処分や行政指導を挙げているという組み立てになっているのですが、そういうものを行政手続というふうに呼んでよいのかなという疑念も若干ありまして、そうであれば、「等」という形の方が間違いが少ないのかなというところで、今のところはこういう案で考えております。内容について、特に変えるような意図の修正ではないのですが、この辺も検討中ですので事務局の中で更に調整をさせていただければと思っております。
部会長	これは要するに行政に関する色々な手続を明らかにしますということですよ、簡単に言うと。
事務局	行政手続条例というものを制定しておりますけれども、その中で処分とか行政指導とか、そういったことに対する手続を定めておりますので、その内容をより正確に表現しようというところで調整をしている関係が若干あります。

部会長	よく分からなくて申し訳ないのですが、「処分、行政指導等」と言われた時に、行政手続に関わる内容というのは、処分、行政指導以外にどういうことが想定されるのですか。
事務局	そうですね、例えば、届出関係とかありますし、処分そのものではないのですが、それに関連する例えば審査基準とか、少し専門的な話になるのですが、行政が関わる様々な手続について、ある程度公正なやり方というのを条例の中で定めて、ブレがないようにと言いますか、より公正に手続が踏めるようにという主旨で定めた条例ですので、主なものは一番メインは処分というものが行政にとって一番主なことでもありますので、それに付随するものとして行政指導とか、各種届出事項がありますけれども、そういった手続の流れにそってより公正にということであ…。
部会長	より正確にということだろうと思うのですが、今変わっている内容をお聴きしていると、行政手続の内容が殆ど処分、行政指導であるという条件の下の文書になっているのかなと。
事務局	「等」というふうに濁すような表現になっているのですが、その辺が一番登場回数が多いような言葉になるのかなと思いますけれど、やはり行政が行うことの中で、処分と行政指導はかなり大きなウエイトを占めるのかなと思っていますので、そういうものを一つの例示としてですね、それらを含めた行政の手続についてというような形の表現にさせていただければと思います。これもまだ確定ではございませんので。
部会長	そうであると、私も内部事情が全部分かっていなくて意見を言っているのかもしれませんが、最初の「処分、行政指導その他の行政手続」と言った方が全部を網羅しているという感じはしたのですが、それは、またご検討いただいて。
事務局	はい、さらに検討していただければと思います。
部会長	はい。
事務局	「その他の」というような表現が入った方が分かりやすいと。
部会長	要するにそれ以外もということが強く出る、「等」というものにそれ以外のものを含んでいるのですが、「等」という言葉が少し曖昧としているところがあるので、処分とか行政指導がメインだけれども、それだけではないという意図がはっきりするのは「その他」って言われた方がはっきりするのかなという言葉のニュアンスはそう思いますけれども、基本的な意味としてそんなに大きな違いがあるとは思いません。「等」でも違いはあるとは思わないのですが、何となくそこがぼかされてくるのかなという感じはします。
事務局	いわゆる「処分、行政指導」という言葉が強すぎるというイメージがあって、それ以外のことは規定していないのか、そういうニュアンスで捉えがちだということがあるということですね。市民の方から見られた場合は、多分そういうふうを感じるどころが強くな

	<p>るのかなと思いますので、そこはより他のものも捉えていますよという表現に検討していきたいと思います。</p>
事務局	<p>よろしいですかね。</p>
部会長	<p>はい。</p>
事務局	<p>第20条ですけれど、「市政運営」の「運営」という言葉を削除させていただいております。</p>
事務局	<p>今までは「市政運営」を「行政運営」というふうな調整を提案してきたのですが、条例の制定ということになりますと、行政の中だけには止まらないケースが当然ありますので、ここについてはより広い範囲をカバーできることとして考えた方がよいのかなというふうに思います。市民の方にある程度規制をかけることが想定されますし。</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか、はい。</p>
事務局	<p>第21条ですが、前回の部会で部会長と副部会長のご意見の中では、削除候補だということの取りまとめだったと思うのですが、委員さんがもう少し多い時にということで、再度、これは最も当たり前のことだということで、敢えて自治基本条例の中に謳う必要があるのかどうかということで、削除してはどうかということで考えております。</p>
部会長	<p>先程の「外部監査」と少し似ているところがあると思うのですが、当然ここに書こうと書かないと、守らなければいけない内容を敢えてここに書く意味というのが、それほどあるのかなということから、これは外してもよいのではないかと。この部会の条例の数が多ということもありましたので、少し整理する意味では数が多ければ多いほど分りにくくなりますので、そういう分かりづらいところをなるべく減らしていこうという意味では、これも削除候補かなということで、皆様のご賛同を得ましたらこの部会では削除してということにいたしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>第22条はそのまま、第23条ですけれど、前回の部会で「横断的な」が唐突過ぎるというようなご意見があったかと思うのですが、第2項と第1項を一緒にしたような形で「効率的な行政運営が可能となるよう組織の編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図るものとする。」という形にさせていただいております。</p>
部会長	<p>委員さん、よろしいですかね。</p>
委員	<p>この方がよいですね。一文の方が薄まった感じがしますよね。</p>
部会長	<p>一つだけ単独であると、非常に強く見えるということでしょうね。はい、では次をお願いします。</p>
事務局	<p>第24条はそのまま、第25条ですけれども、「行政の改善」という言葉を適切な表</p>

	<p>現に変えたらどうかということで、まず「権利保護及び苦情対応」ということで中点があったものを「及び」という言葉に変えさせていただいております。そして、「権利利益を擁護するため、必要な措置を講じるものとする。」ということで、削除させていただいて、より分かりやすく文を短くしていることにさせていただいております。「市政運営」という言葉を「行政運営」に変えさせていただいております。</p>
部会長	<p>はい、「市政」と「行政」は先程と同じ意味だということだと思いますけれども。</p>
事務局	<p>ある意味、第1項については市民の権利擁護というふうに特化をさせていただいて、第2項の方は行政の改善というような主旨の項になっておりますので、元の案ですと若干のダブリ感がございまして、ある程度分けて規定した方が分かりやすいのかなというふうに思います。</p>
部会長	<p>そうですね、第1項で市民の権利、擁護、そのために行政をどのように改善していくかというのが第2項で出てくるという形になっているということですね。何かご意見がありますか、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>「行政」と「市政」の言葉使いは、結局「市政」というのは議会も入って、執行機関等が入るのだけど、「行政運営」という言葉になると議会が入らない、議会が入るか入らないかでこの言葉を分けると言ったのですかね。</p>
事務局	<p>議会とか場合によっては市民とか入る余地があるのかなと思いますけれど。</p>
委員	<p>市政であれば市民が入るのですか。</p>
事務局	<p>これもはっきりした定義や決まりがある訳ではないのですが、取りようによってはそういう取り方ができるのではないかなという判断で、ここで行政運営というふうにすれば、これは当然市の条例ですので市の行政ということになりますし、それ以上広がる恐れはかなり低くなると思います。</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
事務局	<p>それでは、第26条です。前回の部会でかなりご議論をいただいたところですが、2つに分かれていたものを1つにさせていただいております。「政策法務」を読みますと、「市長等は、市政の課題に対応した政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うとともに、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。」という形にさせていただいております。言い方がかなり強いということが、ご意見としてあったかと思えますけれど。</p>
部会長	<p>どうでしょうか、委員さん。</p>

事務局	<p>考え方としてはですね、一行目の「市政の課題に対応した政策を実行する」ということは一大目標と言いますか、そのためには条例、規則の整備を適正に行うということがまず一つ必要であろうと思います。条例、規則だけで全て対応できるものではありませんので、法律等で規定されている分野につきましても、自主的な判断を場合によっては行う必要があるだろうというような二段構えと言いますか、そういった形で考えた結果です。</p>
委員	<p>どうなのですかね、私もどうかと思いますが、事務局がそれがよいと言うのであればですけど、この前も言いましたが、強い感じがするのがどうかと思いますが、これで、最初に2項でしたものよりかは少し弱まった感じがしますが、後段の「市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。」というこの分がまずいと、この前私が書いたかと思いますが、「解釈に当たっては、努めなければならない」と言ったら、自主解釈権の規定が強すぎる感じがします。市として強い意志を示すのであれば、そういうことなのでしょうが。</p>
事務局	<p>何と言いますか、常に市の立場だけに立った利己的などと言いますか、自己中心的な解釈をしるという意味ではなくてですね、あくまでも市政の課題に対応した政策を実行する上で、場合によってはそういったことも必要な時代になっていると言いますか、昔と違いまして国の方もある程度法律の解釈等についてですね、逐一通達を含めて指導していただけないという立場では少しずつなくなってきましたので、例えば国に尋ねてもそれは市の判断で解釈して下さいという回答をいただくケースが増えている実情もありますので、そうしますとある程度自主的な解釈をせざるを得ない場面も増えてくるのかなという考えに基づいています。</p>
事務局	<p>考え方によってはですね、これがまさに自治基本条例の骨子みたいなところもあるのです。新しい時代で自治立法権とかですね、そういうふうな時代に向かって自治の姿勢を示すと、ややもすると、今まで国からこういうふうに解釈して、こういうふうにしなさいという形でできたものが、市の解釈で行って下さいということになれば、市民のために何が重要なのかという視点で法令の解釈、運用を行っていくという、まさに自治体の憲法と言われている自治基本条例を定めるという所以が、この辺に現れてくるという面があります。ですから、どちらかという市の今後の心構えみたいな、そういうものもここで謳っておく必要があるのではないかなと、そういう気がしております。</p>
部会長	<p>ということですが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>市としての心構えということで、はい、次をお願いします。</p>
事務局	<p>第27条ですが、「連携・協力」だったものを「連携及び協力を図るものとする。」に変えさせていただいております。</p>

部会長	中点というのは極力外すという方針なのですか。
事務局	条文の中ではゼロではないのですけれど、あまり使わない表現ではありますね。
部会長	記号的にはとても中点は見やすいのですが、条文としては少ないのかも知れませんね。はい、大体以上ですか。
事務局	あと第37条、第38条、第39条で、第37条は市政運営の中に入れるべきかどうかということで、今のところは章を分けた形で載せさせていただいております。検討段階では、こうさせていただいております。
部会長	全体の構成から見ても、1章に1条だけというのは殆ど無いわけですよ。
事務局	これも確定的ではありませんけれども、これを一つの章として独立させるというのは少し際立ちすぎかなというところもありますので、どこかの既存の章にもぐらせるのか、それとも他の部会で検討している条項の中にはですね、ひょっとしたらその他の事項のような形の章を一つ作って、そちらでまとめて謳うべきなのかなというような案がいくつかあるものですから、場合によってはそちらの方にですね、その他の自治に関する仕組みというような主旨の章を一つ作ってですね、そちらの方で謳う方向もあるのかなということで、これは全くまだ確定はしておりませんけれども、一つの案としてはあるのかなと。いずれにしても、これは残すような方向でですね、あとはどういう方法で謳うかということを決めるということですね。付け加えますと、第7章についてもですね「多文化共生」という文言になっていますが、内容的には多文化共生というよりも色々な価値観をお持ちの方を皆さん平等にというような主旨で入っていますので、これを活かしたらどうかという意見もチラホラあるものですから、これもどこに活かすかというものを含めて調整をさせていただいているので、その事務局案については次回全体会で公開して、見ていただければと思います。
部会長	全体構成が今のまま大きく変わらないのであれば、一つこれが独立するというのは異様な感じがするのかなと思います。
事務局	そうなりますと、やはり一つ別の章を設けてですね、その中で他の部会でのものも含めた章を一つ作るという形にシフトしつつあると。
部会長	ということは、他の部会の方でそれぞれの章から外れるようなものが出てきているということですか。
事務局	そうですね、例えば市民参加の辺に入っていますけれども、少し毛色が違うのかなと。そういうものを寄せ集めて、そういったものを集めた一つの章を作るという検討もしています。
委員	他にもそういうものが幾つかあるのですね、候補みたいなものが。

事務局	そうですね。
事務局	概ね以上ですが。
委員	ごめんなさい、先程の第38条の「多様な文化、多様な価値観を尊重する」というこの部分は、どこかの中に入れるということで今言ったのですか。
事務局	どこかの中に入れると言いますか、このまま一つの章として独立させるということは際立ちすぎますので。
委員	それは、第37条ではないのですか。
事務局	第37条も第38条も、そういう意味では同じような意味合いになるのかなと思うのですけれど。独立した章で1つの条というのは、ないことはないですけど、そこまで際立たせるような内容かなというところでは考えているのですけれど。
委員	この前の時は、第38条についてはそういう「多様な価値観を尊重する」ということをどこかの中に飛ばし込んで入れて、第38条は削除するということでしたよね。
事務局	それもまだ消えていません。そういった方向の検討もしておりますけれども、それを活かせるような母章がもしなければ、やはり一つの条として残すという方法もあるのかなと思いますけれど。
委員	このまま残すかも知れないということですか。
事務局	そうですね。若干表現の微調整はあるかも知れませんが、蛇足ですけれども、場合によってはこれを一つの基本理念といいますか、そういった一つの柱にしてはどうかという意見もないことはなかったのですけれど。あくまで、事務局の中の意見として。
部会長	皆さんどうでしょうかね、これに関しては、何かご意見がございましたら。
委員	前回、部会長が取りまとめた第38条というのは、この案は全部落としてしまうということと、残すかもしれないし、第38条として残すかもしれないという3つに戻りましたよね。そういうルールでよいのですか。
事務局	そういう調整を許していただければということですが、少なくとも第38条は完全に消してしまうという結論ではなかったと思っておりますので。
委員	そうでしたかね。
部会長	内容をですね、多様な価値観を重んじるというところは、やはりどこかに出てくるべきだろうということで、それについては消すべきではないと。ただし、条文として独立した

委員	<p>形で残すかどうかについては、検討する余地があるということだったと思うのですが。</p> <p>残すかもしれないということだったのですかね、はい。</p>
部会長	<p>一番すっきりするのは、市民の責務とかそういうところで謳われていけばよいのかなという気はするのですが、他の部会との調整になると思うのですが。第6章の第37条に関しては、今の文章ですとさっき市政を行政に変えたので、行政運営部会と部会の名前も変えないといけないのですかね。変えたほうがよいのかも知れませんが、行政の運営の中に、今の条文ですと「市長等」という形になっているのだとすれば、入れたらよいのかなとは思いますが。ただし、主語が「市長等」だけなのかどうかというところが議論かなと、議会がありますし、市民ということもあるだろうと思えますし、それをどういうふうに考えるかということでしょうけど。少なくとも行政としては、国際交流を含めて色々な交流を図っている訳ですから、実績もある訳だから、これはこのまますんなりと入ると思うのですね。</p> <p>それで、やはり気になるのは先程その他の章と言いましたけれど、全体構成みたいなことに対する議論は、あまり今までなされていない気がするのですが。第1章では何を言って、全体としてはこういう構造になっているということは、最後にどこかで議論した方がよいのではないのですかね。それで、その他のようなものができるのか、或いはそれはおかしいから、それぞれの中でということを考えていくのかということにもなるのかなと思うのですけれど。</p>
事務局	<p>現状では皆さん各部会で分けて受け持っていていただいている部分についてですね、一生懸命検討をしていただいている段階で、他部会で検討をしているところまで、前文等はかなりご意見をいただいているのですけれども、それ以外の分についてはあまりご意見をいただけない状況かなと思っています。全体の構成については、一度事務局の方でこういった案がありますよということで、次回全体会で示させていただいて、それを見ながらご意見をいただいて検討することになります。そういうものが見えないと、一から組み立てる、構成を変えるというのはかなりエネルギーが要る作業になりますので、一つのたたき台を議論していただくのがよろしいのかなと。</p>
部会長	<p>分かりました。大体以上ですかね、何か全体を通じて委員の皆さんのご意見、ご質問は、多分、部会というものは、そんなに開かれることはないのでしょうかね。</p>
事務局	<p>最後になる可能性もありますね。分からないですね。</p>
事務局	<p>次回、9月1日の全体会なのですけれども、その時に今事務局から言ったように、法制室から整えてもらったものをお出ししますので、それを今度部会に持って帰ってまたということになるとですね、またそこにだけ集中した議論になってしまうので、今度は全体を見た議論をしていただくという流れになるのかなと思っていますので、その辺は場合によっては今日が最後になるかも知れないということですが。どうしてもこれは一回部会でというようなことが出てくればですね、その時は開くようになるかも知れませんが、予定としては全体で議論していただければと思います。</p>

部会長	はい、ということですので、もし何か言い残されたことがございましたら、ひょっとしたらまたこの部会があるかもしれませんけれども。
事務局	ここでは便宜上分けたと事務局では思っていますので、元々分ける前提ではなくてですね、全体会の中では人数が多すぎてなかなか話が進まないということがありまして、じゃあ分けて分担して話をしてみましようということで作ったような経緯がありますので、本来全体の議論を行っていただければというふうには思っています。
部会長	はい、よろしいでしょうか。 ということで、一応市政運営部会としての意見としては、今日事務局の方からご提案いただいたものに対して……。これを含めて全体の調整案というものを9月1日までにはいただけるのですか。
事務局	できれば、事前にお送りするようにします。
事務局	くどいようですが、あくまでもこれは検討中の案で、変わる可能性が十分あるということをご了解していただいた上で。
事務局	当日開いてみたら違っている点もありますので、それは理解していただければと思います。
委員	ちなみに前文はどういう方向ですか。前文というのは、一番全体会の中では皆さんの興味があるところだと思うのですが、どういう方向になっているのですか。
事務局	来週理念部会が開催されます。そこで、お二人の方から示されていますので、検討していただくことになるかと思えます。
事務局	前文のところはですね、一応素案という形で作り上げるように今作業していますけれども、恐らくパブリックコメントとかですね、市民の方との意見交換会、こういうところで様々なご意見が出る可能性があります。最後まで、やはり議論が出てくるのではないかなと思っています。ですから、来週理念部会を開きますけれども、それでも終了とか、その次の9月1日で完結ということにはなかなかならないのではないかという気がします。ただし、前文を通じて自治基本条例全体を見つめ直すということになるかと思っていますので、そういう面では一番皆さんが注目しているといいますが、分かりやすいといいますが、おまけに関連性が深いということになると、なかなかこれで最終ですというところまですぐにはならないのではないかと思っていますので、そういう気持ちで臨んでいただきたいなという面もありますので。
部会長	それは最後まで。
事務局	恐らく最後まで議論がずっと出てくるのではないかと思っています。
委員	市民の委員さんも、こうやって沢山の委員さんに来てもらった一番の成果が出る所

	<p>があそこでしょうからね。</p>
事務局	<p>そうですね、そこが一番どちらかと言えばエキスマイナところがありますので。</p>
事務局	<p>それでは、9月1日(水)午前10時から保健所6階の大会議室で第14回検討委員会を開催させていただきますが、事前に日程調整のアンケートをさせていただいた時に、委員さんの一番出席の多い日程にさせていただいておりますので、出席できない委員さんには大変申し訳ないのですが、9月1日の午前中に全体会を開催させていただくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしければ今日はこれで。</p>
部会長	<p>はい、どうもありがとうございました。</p>